

令和4年度第5回

札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

会 議 録

日 時：2023年2月28日（金）15時30分開会
場 所：大通りバスセンタービル1号館7階
局大会議室（Web会議）

1. 開 会

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） それでは全員おそろいになりましたので、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。子ども未来局子どものくらし支援担当課長の引地と申します。冒頭の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず最初に、出欠状況をご報告いたします。

北川委員は、ご欠席です。また、遠山委員からは遅参するとのご連絡をいただいております。16時過ぎからご出席いただける予定となっております。現時点で委員9名のうち7名の方のご出席をいただいておりますことをご報告いたします。

次に、本日の審議事項の確認をいたします。

本日の審議事項は4件です。

一つ目は、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」骨子案について。

二つ目は、ひとり親家庭等自立促進計画の一部改定について（中間報告）。

三つ目は、母子生活支援施設の在り方検討について「課題の整理、目指すべき方向性」。

四つ目は、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン及び一般事務（福祉コース）育成方針の策定について。以上となっております。

続きまして、会議の公開、非公開について確認いたします。

本日の会議につきましては、全ての審議事項について動画配信を行い、あらかじめ視聴を希望された方に配信用のアドレスをお知らせしております。

事務局からは、以上でございます。

2. 議 事

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） それでは、ここからの議事進行につきましては、藤原部会長にお願いをいたします。

○藤原部会長 改めまして、皆様こんにちは。声が聞こえていますでしょうか。

それでは、本日の議事進行をよろしくお願いたします。

では、四つあるうちのまず1点目からになりますが、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」骨子案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） それでは、議題1「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」骨子案につきまして、ご説明いたします。

資料は、A4カラー1ページの1-1、A3カラー2ページの1-2の2種類になります。まず、資料1-1、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画策定スケジュール」をご覧ください。

第2次計画策定に向けては、一昨年度から前段となる基礎調査として、子どもの生活実態調査を行い、昨年7月に取りまとめた結果をご報告していたところです。その後、少し

お時間をいただきまして、市役所内部で現状や課題を精査し、このほど第2次計画の大枠、骨格案を作成しました。本日、まずこちらの部会でご意見を頂戴し、3月24日の子ども・子育て会議でも進捗の報告と併せましてご意見を頂戴する予定です。

本年度は、骨子までを固めまして、新年度に入ってから肉づけ、草案を起草します。想定といたしましては、7月ないし8月頃に一度草稿を見ていただき、修正、追加を加えたものを最終案として10月ないし11月頃にご審議いただく。現時点ではこのようなスケジュールを考えております。

続きまして、資料1-2、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画骨子案」をご覧ください。

まず、「1、計画の位置付け・計画期間」です。

現計画終了後も、引き続き札幌市の子どもの貧困対策を総合的、計画的に進めることを目的として、第2次計画を策定します。計画は、国の法令、大綱、北海道の計画、それから札幌市のまちづくり戦略ビジョンや子どもの権利条例を踏まえるとともに、札幌市の子ども・子育ての総合計画であります、さっぽろ子ども未来プランなどとも考え方や方向性などの整合を図っていきます。

なお、右下にあります、資料4番目の近年の国の動きにも記載をいたしました。国においては、4月のこども家庭庁発足後、子どもの貧困対策を含む複数の大綱を「こども大綱」に一元化する予定とされています。

現時点では、成果物のイメージが見えないことから、国の動きは引き続き注視をしていますが、いずれにしても、本市においても今後はこれまで以上に子ども施策を総合的に推進していく必要があります。今回の第2次計画は、子どもの貧困対策計画として単独で計画を策定いたしますけれども、将来的には、子未来プランとの統合も視野に入れていきたい。現時点ではそのように考えております。

次に、計画期間ですが、令和5年度から令和9年度までの5年間といたします。

なお、実際には、計画の策定は令和5年度の後半となりますことから、それまでの間は第1次計画に沿って取組を進めてまいります。

続きまして、「2、第1次計画の振り返り」に移ります。

第1次計画では、五つの基本施策、十の成果指標を設定して計画を推進してきました。本日は一つ一つの説明は割愛させていただきますが、全体としておおむね計画どおりに事業を進めることができたと考えております。その一方、取組を進める中で見えてきた課題として、困難を抱える世帯が支援につながりにくく孤立傾向にあることや、一見しただけでは貧困が分かりづらいこと、また問題の背景が複雑であったり、解決や支援に長い時間を要するケースもあることなどを改めて確認したところです。

ページ右側、「3、札幌市子どもの生活実態調査の結果により確認された課題」をご覧ください。

昨年度に実施した調査の中から、確認された課題を大きく四つ掲載しております。

まず、「子育て世帯の家計の状況」ですが、図1、図2のとおり、所得階層別世帯累計別にクロスで見ると、「ぎりぎり」または「赤字」と回答した世帯の割合がご覧の分布となりました。低所得世帯、ひとり親世帯ほど家計が苦しい状況にあり、第2次計画においても、これらの世帯の生活を就労の安定や経済的な面から支えていく取組が必要と考えております。

次に、「(2) 子どもの学びと育ちについて」です。

子どもの進学資金の準備状況と子どもの習い事について質問しましたところ、ご覧のとおり、低所得層において厳しい状況にあることが確認されました。また、支援者ヒアリングでは、子どもの育ちについて、家や学校以外でモデルとなる大人と交流する機会がない子どもがいるといった声が聞かれています。課題の二つ目として、子どもの学びを経済面から支える取組や孤立傾向にある子どもには、居場所や体験機会の支援が必要と考えております。

次に、「(3) 支援が届いていない・届きにくい世帯」です。

保護者の方の悩みを相談する相手、相談機関や窓口の認知度について、低所得層ほど厳しい結果になりました。支援者ヒアリングでも、困難を抱える世帯の中には問題を家族で抱え込む傾向が強い世帯もいるという指摘がされており、課題の三つ目として、支援が届いていない・届きにくい世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組が必要と考えております。

最後に、「(4) 特に配慮を要する子どもと家庭」です。

こちらは、支援者ヒアリングや座談会を中心に実態調査を行いましたけれども、社会的養護の子どもについては、社会的養護を離れる際に経済的支援をはじめとする支援の強化が今以上に必要という声が多く聞かれました。また、ひとり親支援については、働いている割合が高いものの、得られる収入が低く、生活に困窮する例が多いという指摘がありました。これらを踏まえ、四つ目の課題として、特に配慮を要する子どもと家庭に対しては、その要因と状況に応じた支援が必要と考えております。

続きまして、「4、近年の国の動き・子どもの貧困に関連する新たな社会的課題」です。

国の動きは、先ほど触れましたので割愛します。第1次計画策定以降の子どもの貧困に関連する新たな社会的課題ですが、ヤングケアラーや若年女性支援、ケアリーバー支援の強化の動きなどが挙げられます。第2次計画では、これらの新たな課題に対しても取組が必要と考えているところです。

ページ変わりまして、「5、計画策定にあたっての基本的な考え方」をご覧ください。

まず、「基本理念」です。黒字の部分が第1次計画の基本理念で、大きく三つ掲げています。第2次計画では、これに令和元年の子どもの貧困対策推進法の改正で追加された赤字部分、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえるという理念を加えたいと考えています。

続いて、「子どもの貧困の捉え方」です。子どもの貧困については、法律上の定義がご

ざいませので、第1次計画に引き続き、札幌市独自に捉え方を掲げ、考え方の共有を図っていきます。

計画の対象、進捗の把握、SDGsについては、説明を割愛します。

続きまして、「6、章構成（案）」をご覧ください。

第1章で、最新の国の動きも含めて計画策定の背景等について押さえ、第2章で、第1次計画を振り返るとともに子どもの生活実態調査の結果を掲載、子どもや家庭を取り巻く課題を整理します。第3章で、計画の基本理念等を記載の上、施策の体系を示し、第4章で、具体的な施策を展開、第5章は、指標を設定し計画の推進体制を記載する。このような構成を考えています。

ここからは、施策の体系です。

右側の「7、計画体系（案）」をご覧ください。

資料の1ページで大きく四つ課題を確認しており、これに対応する形で第2次計画を展開していきたいと考えています。

まず、基本施策の1です。

貧困・困難を発見して支援につなげることが貧困対策の第一歩となりますが、これまでの取組や調査から、困難を抱える子どもや家庭は孤立しがちで問題が潜在化しやすい傾向にあることが分かっています。次の計画では、そうした世帯に一層の留意をした上でより早期に把握し、必要な支援につなげることを基本施策の1番目に据え、引き続き強く推進していきたいと考えています。

基本施策の下には、三つの施策、成長段階に応じた切れ目のない相談支援、配慮を要する子ども・家庭への相談支援、地域や関係機関・団体との連携による支援と広報の充実を展開し、年齢や専門機関相互のはざまからこぼれ落ちることのないよう、重層的に事業や取組を推進していきます。

続いて、基本施策の2です。

基本施策の1で貧困・困難を発見した上で、子どもに対しては基本施策の2で、子どもを含む家庭に対しては基本施策の3で支援を行っていくことを考えています。教育の支援は、法律や国の大綱上も重点施策に位置づけられており、全ての子どもが家庭の状況にかかわらず質の高い教育を受け、能力や可能性を伸ばしていけるようにする必要があります。第1次計画では、保護者の生活支援と併せて一つの基本施策としておりましたが、性質が異なること、またボリュームが多いことから、第2次計画では基本施策の2と3に分けることといたします。

子どもの学びと育ちを支える取組の推進の下には、子どもの多様な学び支援、学びを支える教育費の負担軽減・進学支援、そして孤立傾向にある子ども・体験機会に乏しい子どもにも場と機会を提供する子どもの居場所づくりと健やかな成長を促す体験活動の推進の三つの体系を設定し、事業や取組を推進していきたいと考えています。

続いて、基本施策の3です。

子どもの貧困は、その子どもの属する家庭の貧困・困難であり、家庭ごと支える取組が必要です。第1次計画では、家庭への支援を生活支援、それから就労支援、経済給付に分けて施策を柱立てしていましたが、第2次計画では、子育て家庭への生活を支える取組の推進として一本化したいと考えています。その上で、安心して子育てをするための生活支援、保護者の就労の安定や自立に関する支援、子育て家庭を支える経済支援の三つの施策を展開していくことを考えています。

最後に、基本施策の4です。

ここでは、貧困・困難の背景に特別な要因がある子ども・家庭、若者に対して、それぞれの状況を踏まえて施策を展開していくことを考えています。第1次計画では、若者支援は別立てでしたが、ひきこもりやケアリーバー、新たな課題であるヤングケアラーなどは子ども・若者両方にまたがる困難でもあることから、年齢で分けることなく、一つの基本施策の中で取り扱うこととしたいと思います。

表の一番右の列には、今の時点で第2次計画の主要な事業・取組となると想定しているものを仮の案として掲載いたしました。実際の個別の事業の打ち出しは新年度に入ってから、今後10年間の札幌市の基本指針となります、まちづくり戦略ビジョンとその中期実施計画を検討していく際に、連動して同時並行で検討し、改めてこちらの部会に案をお示しさせていただきたいと考えておりますので、現時点では少しお待ちをいただきたいと思います。

本日はまず、第2次計画の基本的な考え方や施策の体系などについてご意見を頂戴し、大枠を固めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

長くなりましたけれども、私からの説明は以上となります。

すみません、あと1点、事務局からご報告がありまして、遠山委員、遅参のご予定でしたけれども、先ほどオンラインのほうにご出席いただけたようでございますので、そのことともご報告いたします。

以上です。

○藤原部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここから皆様のご意見をいただきたいと思いますと思うのですが、まず資料1-1で、第2次札幌市子どもの貧困対策計画の策定スケジュールが案として予定が出ていますが、これに関して、何か今の時点でご質問やご意見ありますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、スケジュールはこういう予定であるということをご確認いただいた上で、資料1-2に戻りまして、今日は大枠、方向性のところを主として皆様からご意見をいただければということになっております。多岐にわたっていますが、特に何番目からということではなくて結構ですので、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 質問が1点と、意見が1点あります。

質問は、4月から発足する国のこども家庭庁なのですが、そことの関係で、札幌市の子どもの貧困対策計画がどのように流動化といったら言葉が変ですけれども、どのように動いていくかというのがいま一つ見えませんが、先ほどの説明ですと、こども家庭庁ができて、その中でも子どもの貧困対策というのが大綱として出てくると。ただし、それを待たずに、札幌市として独自に子どもの貧困対策をつくっていくのだというふうに理解したのですが、そのような理解でよろしいのでしょうかというのが質問です。

意見は、子どもの生活実態調査を令和3年10月から6か月間行って、それを基に計画を立てるとのことなのですが、今日の社会情勢からしますと、特に物価の値上げが著しい状況になってきて、今後、電気料金の値上げなども想定されているということを考えますと、何らかのそういう最新の生活困窮に直結するような要因を、ファクターを盛り込むべきではないかなというのが私の考えなのですが、ぜひそのような方向で直近の生活根拠に直結するような要因を盛り込んでいただきたいというのが意見です。

以上です。

○藤原部会長 斎藤委員、ありがとうございました。

では、まず1点目のご質問ですけれども、国の動きにどういうふうに連動していくことができるのか、情報が先に来ているものもあるかと思うのですが、その辺りの補足をお願いいただいていいですか。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） ご意見、ご質問ありがとうございます。

まず1点目の、国の動きに対応して札幌市のほうでどういうふうに対応していくかということについてご説明させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、新年度の令和5年度にこども家庭庁が発足した後、これまで国のほうでは大綱が三つですか、少子化社会対策大綱と子供・若者育成支援推進大綱と、それから子供の貧困対策大綱、それぞれ別に定められていたものが一元化されるという情報を得ております。ただし、そういう方向性については示されておりますけれども、実際にそれがどういった形で一元化されるのかということについては、私どももホームページなどで国の審議状況を情報収集しておりますけれども、今の段階では具体的に見えないものですから、その中で札幌市の計画をどういうふうにしていくかというのは、まだちょっと情報が不足していて今の段階で決めるのは難しいと思っております。

ただ、方向性として国は統合して子ども施策を一体的にというような方針を示されておりますので、私どもも行く行くはそういったことも視野に入れていくということを考えておりますけれども、今このタイミングで、第1次計画がこの3月に終了しますので、いつまでも様子見をしているということも難しいですので、今回については、まずは貧困対策として単独で策定をして、国の情報を収集しながらその先については、今後改めて考えていく、そのようなことで考えております。

続きまして、2点目のご意見です。

私どもの子どもの生活実態調査を行ったのが令和3年の秋で、実際に計画が策定、完成

するのが令和5年度の後半になるという見通しですので、約2年間のタイムラグがある中で、その間に物価の高騰という想定していなかった要素があった点について、私どもが計画の中で情勢を分析するときに令和3年の実態調査からだけ情勢を分析するというのは、委員ご指摘のとおり、分析としては不足していると思いますので、改めて調査をするということは現実には難しいのですけれども、ほかの資料なども用いながら、最終的な現状分析にはこの間の社会経済情勢も踏まえたような形で、書き物にしたときにはまとめていって、その先の施策の展開につなげるというような形で計画をつくっていきたいと考えております。

私からは以上です。ご意見ありがとうございます。

○藤原部会長 斎藤委員、よろしいでしょうか。

○斎藤委員 よろしいです。ありがとうございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんどうぞご自由にご発言をお願いします。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 よろしくをお願いします。

一つ、意見と質問が混じったようなものと、もう一つは質問なのですが、一つ目は、資料1-2の3の生活実態調査に関わる面なのですが、自分自身も分析に関わらせてもらったものだと思うのですが、ちょっと驚いたのは、低所得者層1のみならず、中間所得者層1も60%を超える人たちが生活がぎりぎりとか赤字ということをお答えしていると思うのですね。そうすると、低所得者層向けの支援をすることで、実は中間所得者層の人たちもかなり苦しい状況に置かれているので、ちょっと変な話ですが、低所得者層ばかりに支援をしてしまうと中間所得者層以上の人たちの不満みたいなことも多分上がってきてしまって、結果的に分断するようなことが起きてしまう可能性もあるのではないかなというのを強く、自由記述などを見ながら感じました。

そのときに、基本施策の2のところ、年収640万円未満を対象とした支援が出ていると思うのですが、最近の、先ほども斎藤委員からの指摘もあって、物価上昇とかを考えると、結構支援の対象というのを広く取らないと、ある層に支援すると、ちょっと上の層の人たちが一番損をするみたいな、結果的に社会が分断して不安定になるみたいなことも起こり得るのではないかなと思うのですが、ちょっと難しい問題ですが、その辺に対してどういう見通しを持たれているのかということをお伺いしたいのが一つです。

もう一つは、裏面に行って、7番のところの計画体験のところ、想定している主な事業の取組は、今後、現時点の想定という話だったので、ちょっと気になるのは、学校であったりとか、それから保育園、幼稚園というものがどこに組み込まれてくるのか。なぜそういうことを聞くかというと、「困難を早期に把握し」というところを考えたときに、今の上がっている機関とか取組だけでいうと、相談しに来てくれた人には手が届くの

ですけれども、こちらから積極的に把握していくみたいな、積極的な支援をしていくときに学校の先生からの情報であったりとか、保育士の方からの情報というのは貴重になると思うのですけれども、その辺りを組み込む予定があるのかどうか、現時点で分かっていることを教えていただけるとありがたいと思います。

以上になります。

○藤原部会長 加藤委員、ありがとうございました。

1点目は質問と意見ということなのですが、生活実態調査のデータから見ると低所得者層に手厚くすると中間層の人たちの結果的な逆転現象みたいなことが起きるかもしれないというような懸念と分断ということなのですが、この辺り、何かコメントありましたらお願いします。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） ご意見ありがとうございます。

先生のご指摘については、昨今の国の議論なども見ていると、そういったご意見が多々あるということは把握しているのですけれども、今の時点で、そこに対してどうするかということまでちょっと考えがまとまっていないという状況でございますので、ご懸念として、一旦ちょっと今日はご意見を頂戴したということで、また少し考えさせていただくというところで、本日はお許しをいただければと思います。

それから、もう1点については、学校や幼稚園などにおける困難な状況の把握、どういうふうに捉えていくかというような、そういうところが大事ではないかというようなご指摘でよろしかったでしょうかね。

それについては、今の想定といたしましては、基本施策の1に、取りあえず今仮置きをしているのですけれども、成長段階に応じた切れ目のない相談支援の中で、学校においてはスクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーなどにそういった困難の発見、それからつなぎといったところは期待しておりますことと、あと専門的な相談機関においても、そういった学齢期、幼少期の困難を発見するような役目を担っていただくということを今の時点では想定しているところです。

以上になります。

○藤原部会長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 2点目に関してなのですが、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーに教師からきちんと情報が上がるという仕組みがつけられていればそれでいいと思うのですけれども、結構難しいと思うのですね。例えばスクールカウンセラーの方がどれぐらい貧困家庭の状況とかを把握しているかというのは、かなり心もとないと思いますので、もうちょっと積極的な議論をしていただけるとありがたいのが一つと、やはり今の話だと、保育園とか幼稚園の幼児教育のところは抜け落ちているような気がしたので、そこをどうするかということも今後議論していただけるとありがたいなと思いました。

以上になります。

○藤原部会長 ありがとうございます。追加のことに関しては、ご意見ということでよろ

しいですか。

加藤委員、私が、今ここで1点確認というか質問させてほしいことがあるのですが、加藤委員が、先ほど指摘された生活実態調査に関わられていたということも含めての質問なのですが、低所得層と中間所得層のパーセンテージで見るところでの困り感とか生活の余裕がないということのデータはここで読めるのですが、それが内訳を見たときにどうなのかということをもしご存じであれば教えていただきたいと思っていて、例えば低所得者層の人たちが余裕がないと言っている内容と中間の人たちが、例えば習い事をさせるとか塾に行かせるとかということを含めて余裕がないということと、それはこの実態調査から何か見えることがあるのであれば教えていただきたいと思いました。

○加藤委員　すぐに答えることができないので、その辺は再度分析させてもらって、多分資料を見れば分かると思いますので、また後ほど情報共有させていただけるとありがたいです。

○藤原部会長　何かそこが、先生ご質問あったように、どちらも高くなるとか、どちらも支援が必要だといったときのベースが、何かちょっと違う要素が入っているようなところもあるのかなと思ひまして、重ねて質問させていただきました。ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんお願いいたします。

大場委員どうぞ。

○大場委員　ありがとうございます。先ほど齋藤委員からもお話あったのですが、物価上昇の関係とか、コロナ感染症の対応の仕方が変わってくることと、国の動きもあることから、計画をこの時点で作るといふことの非常に難しさというのがあるなと感じています。そういう中では、章構成の計画の策定のところでそのことを触れていただくと、今の現状の中でこういう計画をつくらざるを得ないということをはっきりとしたほうがいいのかと思います。

令和5年度からの計画の策定ということでご説明ありましたが、皆さんご承知のとおり、統一地方選が4月にあります。そうすると、今の市長がそのままになるのか新しい方になるのかは別にして、変わってくるという可能性もあるので、その辺も計画策定の中で、今回の策定に当たってはこういうようなことを踏まえて行われるということの説明していただくのがいいのかと思います。それが1点です。

それと、3の子どもの学びと育ちのところで、1番目の子どもの進学に関わる資金の準備ということが書かれています。奨学金の関係をイメージする方が多いと思うのですが、社会的養護の関係で感じているのは、子どもたちが一番大学受験のときに受験料が結構大きな負担なのですね。一つの学校だけではなくて何校かを受けるとなると、受験料というのは意外とばかにならないのです。そうするとその受験料、あるいは地元で受けるならいいのですが、交通費もかかります。合格になれば奨学金という制度があるのですが、そこにたどり着くまでの資金というのが意外と想定されていないのです。その額が結構大きいということもありますので、子どもの進学に関わる資金ということでは、受験

料とかということも含めてコメントの中で入れていただくといいのかなと思いました。

それと、7番目の計画体系のところ、想定している主な事業・取組ということで書かれています。ここは、これからの計画というときに、市民の方も取組ということが事業であったり、あるいは機関であったり、人であったりしています。それで、想定している主な事業・取組のところに、例えばスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーであれば、配置とか増員とか機能強化とか、どういうことを想定されているのかを記載していただくと、配置を考えているのか、増員を考えているのか、機能強化を考えているのかということも少しイメージができると思うのです。現実にスクールソーシャルワーカーとか配置されているわけですが、現状でいいというふうにも読み取る場合もあるので、そこについては配置とか増員とか機能強化とか、括弧して付記していただくと分かりやすいかなと思いました。

以上です。

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、まず最初に、計画のタイミングから補足いただいていいですか。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） ご意見ありがとうございます。

委員ご指摘のとおり、特に令和5年度は国の動きが大きくございますので、6番目の章構成、第1章で計画策定の背景として国の動きについて触れることとなりますので、そこで令和5年の動きについては分かりやすく説明をしていきたいと考えております。

それから2点目、社会的養護の方のお話だったと思うのですが、受験料のご負担等いろいろあることについて、計画の本書を書く中では、少し分析のようなことを書いたらいいのではないかというご意見がありましたけれども、児童相談所のほうから何かご意見ありますか。それとも、一旦ご意見として今後検討するというところでよろしかったでしょうか。

○大場委員 よろしいですよ。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） では、ご意見を頂戴したということで、今後草稿を起草するに当たって、そういった視点を含めて草稿を書いていきたいと思えます。

そして第3点目、事前に大場委員から指摘をいただいていたのですが、こちらの資料7の右側の想定している事業・取組について、私どものほうでスペースに限りがあるものですから、表記の方法が事業の名称だったり職の名称だったり、かなりばらばらな統一感のない表記になってしまっていて、分かりづらくなっていることについてお詫びをいたします。そして、この点につきましては、3月24日の子ども・子育て会議までに少し整理して修正したものを出すということにさせていただきたいと思えます。ご指摘ありがとうございます。

○藤原部会長 大場委員、よろしいでしょうか。

○大場委員 ありがとうございます。結構です。

○藤原部会長 それではご意見、引き続きお願いいたします。

よろしいでしょうか。数点、質問・ご意見いただきましてありがとうございます。

そうしましたら、全体的に何か所か追記してほしいことや背景について触れてほしいということもございましたので、原案としてはこれで方向性も大丈夫だと思うのですが、細かい文言については、また事務局のほうに少し修正をお願いして、その上でお諮りいただく時間までに直していただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、議案の1については、これで終わりたいと思います。

次に、事務局を交代していただいて、2に行きたいと思います。

それでは、ひとり親家庭等自立促進計画の一部改正についての中間報告をお願いしたいと思います。事務局から説明していただけますか。

○事務局（江積子育て支援課長） 子ども未来局子育て支援課長の江積です。よろしくお願いいたします。

本日は、ひとり親家庭等自立促進計画の一部改定に向けた今年度の作業ワーキンググループの開催状況と、昨年10月から11月に実施いたしましたアンケート調査の中間結果についてご報告させていただきます。

詳細は、担当の係長からご報告させていただきます。

○事務局（中村子育て支援課子育て家庭係長） 子育て支援課子育て家庭係長の中村と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私のほうから事前にお配りをしております、右上に資料2と書かれたA4縦判の1ページから11ページまである資料のほうの説明をさせていただきます。お手元にご準備のほうはよろしいでしょうか。

では、「ひとり親家庭等自立促進計画の一部改定について（中間報告）」ということで、今年度この計画の一部改定に向けて、これまでワーキングのほうを3回開催しております。ワーキングに関しましては、加藤委員に座長を務めていただきまして、これまで開催をしております、8月に第1回目を行いまして、先月第3回目をやったところでございます。

今年度につきましては、主にアンケート調査の内容についてご意見をいただくなどしております。アンケート調査の中身につきましては、この後説明をさせていただきますが、先に今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

1の「（2）の今後の予定について」でございますけれども、今年度につきましては、本日の部会で中間報告させていただきまして、来年度に入ってから、5月から6月にかけて第4回目のワーキンググループのほうを開催させていただきたいと思っております。そこで、計画の改定の素案等をお示しさせていただきながら、秋頃を目途に、計画の改定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、同じく1ページ目の中段、「2、ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査について」ということで、アンケート調査の中間報告のほうをさせていただ

けたらと思います。

こちらのアンケートにつきましては、5年前の調査とほぼ同程度の規模で行っておりまして、3,320世帯に対してアンケートのほうを行っているところです。ちょっと前後してしまっていますが、今回中間報告ということで、この後説明させていただきますが、今回かなり設問数が多くやっているところがございます。現段階では単純集計のみを行っております。クロス集計等については、今後行っていく予定としております。

資料のほうに戻ります。今回のアンケートに関しましては、回答の方法として、ウェブでの回答を併用しております。その結果、回答率につきましては、前回のアンケートの35.9%から今回40%に増加しております。

アンケート調査の項目の概要としましては、1ページ目の一番下に記載のとおりですが、1番目の「家庭の状況について」から、今回新たに追加しました「新型コロナウイルス感染症について」ということの計7項目で行っておりまして、設問数としましては、今回かなり多くなりましたけれども、母子家庭向け、父子家庭向けにつきましては、57問という内容で行っているところがございます。先ほど回答率が上がっていると申し上げましたが、今回設問数が非常に多い中で、多くの市民の方からアンケートに回答をいただけたというところがございます。

資料、次のページ、2ページ目に参ります。

今回、今申し上げたとおり、設問数が非常に多いこともありますので、主な結果について抜粋をした形での資料となっております。中身としましては、第4次計画の成果指標に関係する質問ですとか、ワーキングの際にご意見をいただいたものを中心に抜粋をしているものがございます。

資料の見方としまして、凡例を載せております。前回5年前のアンケート調査との比較で、数値が、いわゆる維持しているものについては、横の矢印、向上している、よくなっているものにつきましては上向き、逆に低下、悪くなっているものにつきましては下向きということで表現のほうをさせていただいております。

アンケートの中身に入りまして、「(1)の家庭の状況について」、「ア、今後の生活に不安を感じている人の割合」ということで、こちら計画の成果指標になっておりますが、前回調査との比較でいきますと、母子家庭においては横ばい、父子家庭と寡婦の方におきましては下向き、低下という結果になっております。こちらのアンケート調査、昨年10月から11月にかけて実施したというところで、まさにコロナの問題ですとかウクライナ情勢であったり、さらに物価高騰の関係、こういった社会的にも不安感が広がっている時期での調査ということもありまして、このような結果となっているかと考えております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

3ページ目の一番上、「ウ、困ったときの悩みの相談相手」というところで、表の中段、父子家庭の覧をご覧いただきたいのですが、父子家庭の第3位で「特にいない」という方が33.1%いらっしゃいます。ワーキングでのご意見でもございましたけれども、父子

家庭においては悩みの相談相手がいなくて孤立しがちではないか。そういった方に対してどう関わりですとか、支援を行っていくのかに対して検討が必要といったご意見をいただいているところでございます。

さらにその下、「エ、子どもに対して悩みを持っている人の割合」、こちらも計画の成果指標になっておりますが、こちらに関しましても、母子家庭においては5年前と比較すると横ばい、父子家庭においては悪化しているといった状況になっております。

少し飛ばしまして、「オ、18～19歳世代の進学率」ということで、こちらも計画の成果指標になっておりますが、こちらにつきましては、一部数値のほう高校生を除く等の補正をしておりますけれども、前回調査と比べますと、大学院の進学率に関しましてはほぼ横ばいとなっております。変化がある点としましては、表の右から3番目、就労の状況でございますが、こちらにつきましては、5年前と比べると37.3%から20%になっているというところで、割合としては就労の方が減っており、いわゆる進学されている方が増えているのかなといった結果になっております。

続きまして、4ページ目に参ります。

4ページ目、カとキの設問がございまして、こちらについては今回新たに追加をした設問になっております。カのほうに関しましては「現在の健康状況」、いわゆる親の健康状況についてお伺いした設問になりまして、母子家庭、父子家庭ともに50%以上の方が健康であるとなっておりますけれども、参考で、先ほども出てまいりましたが、令和3年度に行いました子どもの生活実態調査との比較を載せております。こちらの参考のほうでいきますと、81.4%の方が健康であるというのに対しまして、いわゆるひとり親家庭の母子家庭の方、父子家庭の方においては、それぞれ54.3%、57%という割合となっております。

さらにその下、「キ、過去1か月の心の状態」についてという質問でございます。こちらにつきましては、六つの質問に対しまして回答を点数化して表したのになっておりまして、点数が高いほど精神的な問題が重い可能性があるといったものになっております。こちら母子家庭、父子家庭、寡婦の方それぞれ、また参考で載せておりますけれども、国の全国調査のほうの割合と比較をしてみますと15点以上の方の割合がかなり多くなっているといった結果になっております。こちらにつきましては、ワーキングでもご意見をいただいております、例えばこの後出てまいりまして、病院の受診控え等が心の健康の不調につながっているのではないかとといったご意見もいただいているところでございます。

続きまして、5ページ目に参ります。

少し飛ばしまして、中段の「(3) 仕事の状況について」でございます。

「ア、現在の雇用形態」についてお伺いしているところでございますが、こちらにつきましては、母子家庭、父子家庭ともに、いわゆる就業している方の割合は増加しております、さらに正社員の割合につきましても、5年前の調査と比べると増えているといった

結果になっております。

ただその一方で、その下、「イ、仕事に対して悩みを持っている人の割合」ということに関しましては、母子家庭に関しては前回よりも悩みを持っている方の割合は減っているというところですが、父子家庭では横ばい、寡婦の方では低下という結果になっております。

6 ページ目の一番上のところで、ワーキングのご意見のほうを記載させていただいております。ワーキングで出たご意見としましては、昨今の雇用状況としまして、いわゆる正社員への転換のほうが進んでいるのではないかといったご意見をいただいております。ただその一方で、正社員の方の割合は増えておりますけれども、収入の面では不安のある方が変わっていない状況にあるのではないかといったご意見をいただいているところでございます。

続いて、6 ページ目に参りまして、「(4) 家計の状況について」でございます。

このうち、「ア、ふだんの家計の状況」について、こちらにも計画の成果指標とさせていただきますが、表のところ、これも先ほど出てまいりましたけれども、家計が「ぎりぎりである方」ですとか「赤字の方」といった方の割合を整理したものでございます。母子家庭でまいりますと、「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」から右の部分を合計した割合が77%となっております。こちらにつきましては、今回からひとり親家庭向けのアンケートの調査をしている項目になりまして、比較の対象としましては、平成28年に札幌市で行いました「子ども・若者生活実態調査」のアンケートの比較とはなりますが、その調査におきますと同じ対象でいけば赤字の割合が78.2%となっておりますので、前回と状況としては変わっていないといった結果になっております。

続きまして、7 ページ目をご覧ください。

7 ページ目、一番上のところで、「ウ、本人の年間就労収入」というところでございます。こちら、先ほど正社員の割合が増えているが収入のほうはどうかというワーキングでのご意見を紹介させていただきましたけれども、資料のほうに記載していないのですが、母子家庭の平成29年の調査の「100万円未満」、またその隣の「100万円以上から200万円未満」のパーセンテージを合計しますと62.9%で、今回、同じ合計でいきますと52.7%と、割合自体は改善している状況ではございます。ただ、改善しているとはいえ、半分以上の方が「200万円未満」というところで、依然として厳しい状況にあることがうかがえる結果となっております。

さらにその下、「エ、経済的な理由で病院受診を控えたことがある人の割合」につきましても、母子家庭、父子家庭ともに「親の受診を控えたことがある」と答えていただいた方が半数以上いらっしゃるというところで、その下に、また参考で、子どもの生活実態調査の結果を載せておりますが、ここの18.8%と比較しても、かなり多くの方が受診控えをされているといった状況が結果として分かっております。

続きまして、8 ページ目をご覧ください。

8 ページ目の一番上、「イ、養育費の取決め状況」について記載をしております。こちらにも計画の成果指標となっております。こちらにつきましては、前回の5年前の調査と比べますと、母子家庭においては取決めをしている方の割合がかなり多くなっているといった結果となっております。また、その下、「ウ、養育費の受取率」に関しましても、現在受け取っている方の割合が、いわゆる改善していると。5年前と比べると増加しているといった結果となっております。

さらにその下、「養育費の受取金額」に関しましては、母子家庭の例を載せておりますけれども、最も割合が高かったところが「2万円以上3万円未満」、こちらの金額帯の方が多結果となっております。

一つ飛ばしまして、「カ、面会交流の取決め状況」についても記載しております。こちらにも計画の成果指標となっております、母子家庭の場合になりますけれども、前回の36.5%から今回45.8%ということで、割合は増えているといったところです。こちらに関しましては、養育費の取決めの割合も増えておりますので、それに伴いまして面会交流の割合も増加しているといった結果がうかがえます。

9 ページ目をご覧ください。

9 ページ目の上段の枠囲みの中で、ワーキンググループのご意見を記載させていただいております。ワーキングでご意見いただいた中では、取決めの率は上がっているというところですが、実際に受け取りにつながっていないケースも依然として多いのではないかとといったご意見をいただいております。

また、先ほど養育費の取決めの金額で最も高いところの2万円から3万円というところをご紹介しましたが、こちらの金額につきましては、いわゆる家庭裁判所のほうで定めている算定表よりも低い印象があるといったご意見もいただいております。こういった養育費の取決めに関連しましては、強制執行等の手続もあるといったことを周知してはどうかといったご意見をいただいているところでございます。

続きまして、9 ページ目の「(6) 支援制度について」となります。

こちらにも計画の成果指標となっておりますが、こちらの表に記載している、いわゆる全事業におきまして矢印上向きというところで、5年前と比べると認知度は上がっているといった状況でございます。ただ、認知度は上がっておりますが、多くの事業におきまして5割に達していないといった状況がございますので、引き続き事業の認知度向上につきましては、課題であると認識しているところでございます。

10 ページ目をご覧ください。

10 ページ目の中段のところで、ワーキンググループでのご意見を記載しております。母子生活支援施設に関することにご意見いただいております、母子生活支援施設に関する情報の周知ですとか、有効活用についてご意見のほうをいただいているところでございます。

さらにその下、「(7) 新型コロナウイルス感染症について」ということで、こちら今

回新たに追加した質問になっております。こちらのほうの結果につきまして、ワーキンググループでいただいているご意見といたしましては、今回ひとり親家庭向けに単独でアンケートを行っておりますけれども、ほかのアンケート、先ほどから紹介しております、子どもの生活実態調査ですとかといったアンケートと比較をして分析することで、一般世帯との差がより明らかになり、今度の施策に生かせるのではないかとといったご意見をいただいているところでございます。

最後、11ページ目をご覧ください。

全体を通してのワーキングへのご意見についてご紹介をさせていただきます。全体通してになります。一口でひとり親といっても、母子家庭と父子家庭とでは特徴が違い、さらに、それに対してそれぞれの特性に合わせた支援が必要ではないかといったご意見をいただいているところでございます。

少し長くなりましたけれども、アンケート結果の中間報告についてご説明をさせていただきました。今後につきましては、今回まだ単純集計等になりますので、クロス集計であるですとか、ほかのアンケートの比較ですとかといったことを行いながら分析を進めてまいりまして、調査結果から明らかになる課題等について整理した上で、次回以降のワーキング等でまたお示しをしてまいりたいと考えております。

事務局からの説明は、以上になります。

○藤原部会長 どうもありがとうございました。

それではただいまの中間報告に関しまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 多分、間違いないと思うのですがけれども、7ページの一番下の表のあのところで、ひとり親としての生活を始めるときに困難だったことで、母子家庭の数字はかなり高いのですが、父子家庭がすごく全部低いなというのが、前回の資料が今手元にないので分からないのですが、数値が合っているのかどうかというのをちょっと改めて確認していただけると。多分間違いはないと思うのですが、ちょっと思ったより全てが低過ぎるなと思うので。

事務局（中村子育て支援課子育て家庭係長） 承知しました。確認しまして、またその点につきましてはご連絡差し上げたいと思います。

○加藤委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 では、それは後日ということをお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

大場委員、お願いします。

○大場委員 ありがとうございます。10ページの新型コロナウイルス感染症についてということで、新型コロナによる生活への影響ということでここに記載されていますけれども、例えば実際に罹患したのかどうか。罹患していない状況でこういうことなのか、罹患した方であれば、またちょっと違うのかなと思うので、コメントみたいな形でそこに説明

があるといいのかなと思いました。2か月以上後遺症状ある方、あるいは2か月以内で後遺症状がない方、かなり生活への影響という部分での、罹患しているかどうかという調査項目はないと思うのですが、コメントの中で触れていただいたほうがいいのかなと思いました。

以上です。

○藤原部会長 その点は、事務局のほうはいかがですか。

事務局（中村子育て支援課子育て家庭係長） 今、委員おっしゃっていただいたとおり、アンケートの中では罹患の有無についての項目はございませんので、そこについては、例えば自由意見ですとかといったところの分析はこれからしてまいりたいと思っておりますので、そういったことも含めて、最終的な報告については検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤原部会長 大場委員、よろしいですか。

そのほか、いかがですか。

それでは、中間報告ということですので、今日の時点ではこれでよろしいでしょうか。では、また引き続きこのデータについてはよろしく願います。

ありがとうございました。これで議題2を終了させていただきます。

それでは、3番目の議題になります。母子生活支援施設の在り方検討について「課題の整理、目指すべき方向性」についてということです。これについても、事務局からまず説明をお願いしたいと思います。

○事務局（江積子育て支援課長） 引き続き、当課から母子生活支援施設の在り方検討についてご説明させていただきます。

本件につきましては、前回12月に検討の方向性の全体像について説明させていただいております。今回は、前回以降に実施した母子生活支援施設に対するヒアリング調査を踏まえまして、施設における課題の整理と今後の方向性についてご説明させていただきます。引き続き、詳細については担当の係長から説明させていただきます。

○事務局（中村子育て支援課子育て家庭係長） 子育て支援課子育て家庭係長の中村です。引き続きよろしく願いいたします。

今度の資料につきましては、A4横版の右上に資料3と書かれたものになります。全部で5枚物の資料になります。こちらのほうのご準備のほうよろしいでしょうか。

では、資料に沿って説明のほうをさせていただきます。

最初に、大変申し訳ございませんが、今回の資料に今後のスケジュールについて記載を忘れてしまっておりますので、先に今後におスケジュールについてお話をさせていただけたらと思います。

先ほどの議題の2と同様に、今年度につきましては、本日の部会が最終とさせていただきます。来年度からの開催を予定しております。こちらにつきましても、5月から6月にかけて、今度は母子生活支援施設の目指すべき方向性についてということでお示し

をさせていただけたらと思っております。

また、その後引き続き内容等について整理をさせていただきながら、来年度中にはこの在り方検討の方向性について完成させてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、資料の説明のほうに入らせていただきます。

資料の1枚目、母子生活支援施設の概要についてでございます。

こちら改めての説明になりますが、まずは「各施設の概要」についてでございます。

現在、札幌市には母子生活支援施設5か所ございまして、(1)の表のところの左側、上から二つ目に定員数の記載ございますけれども、現時点で各施設20世帯の定員といった規模の施設になっております。

少し下がりがまして、中段で築年数の欄がございますが、こちらにつきましては、一番左の「札幌あいりん荘」については平成30年に建替えをしておりますので比較的新しくなっておりますが、「すずらん」につきましては昭和57年、「伏見寮」につきましては昭和63年、「もいわ荘」は今年度改築に着手しておりますけれども昭和54年、最後「しらぎく荘」につきましても昭和49年と、現時点で改築に着手しているところもございまして、古いところもあるといった状況になっております。

また、その少し下に参りまして、「職員の配置」状況についてです。こちら12月の部会の際にご意見いただいたところでございますが、職員の配置につきましては、基本的には施設長、母子支援員、保育士、少年指導員兼事務員、あと嘱託医といった構成になっております。さらにそれに加えまして、例えば「すずらん」であれば個別対応職員、さらに心理療法士といったところの配置をされているものになっております。

(2) 職員の役割のほうで、今ご案内させていただきました各職の仕事内容について記載をしているところです。この表の一番下に米印で記載をしておりますけれども、現時点で各施設において保健師ですとか看護師といった産前産後母子支援に係る職員の配置はない状況となっております。

その右、(3) 支援内容についてでございます。

母子生活支援施設につきましては、母子の保護をするとともに、自立促進のために生活を支援するといった役割を持った施設というところで、現時点で入所者に行っている支援内容としましては、いわゆる一般的な相談を受けることですとか就労の相談といったことに加えまして、丸の三つ目、自立支援計画の策定というところで、実際に入所者の方と面談をしながら自立に向けた計画の策定といったところを行っているところでございます。それ以外に、施設内での学童保育ですとか、あとは学習支援、あとは下から二つ目の丸のところの心理療法担当職員による面談ということで、こちら「すずらん」だけになりますけれども、こういったことを行っているところでございます。

さらにその下、「イ、退所後の支援」というところで、退所後の支援につきましては、退所者の方から相談があった場合には相談を受けていたりですとか、あとは施設で行うイ

ベントの案内、年賀状のやり取りといったところを行っているところと現状はなっております。

続きまして、「2、現在の入所状況」についてでございます。

こちら12月の際にも説明をさせていただいたところになりますが、一つ飛ばしまして、「(2) 新規入所理由」になります。こちら12月の再掲になりますが、入所理由で高いものにつきましては、一番高いものが経済的理由、二つ目が夫等の暴力となっております。

さらにその右側、「(3) これまでの外国人対応」ということで、こちらも前回の部会でご意見いただいたところでございますけれども、これまでの外国人の受入状況について、各施設にヒアリングを行いました。全施設合わせまして過去に2件実績があるというところですが、日本語での意思疎通が全くできない外国人の方の受入れについては、実績はないといった状況となっております。

続きまして、3ページ目、「3、入所者の退所理由」についてになります。

こちら前回の部会でご意見をいただきまして、過去5年分の退所状況について調査を行いました。平成30年から令和4年10月末までに退所された方、79名の退所理由についてまとめたものとなっております。ちなみに、退所理由につきましては、複数の退所理由がある方は多くいらっしゃいますが、今回は集計の関係もございまして、主な理由と思われるもので集計を行っているところでございます。

こちらの表につきましては、退所理由と在所年数のクロス集計を行ったものとなっております。最初に、在所年数につきましては、赤囲みでしている部分になりますけれども、4年未満で退所される方の割合が、この黄色く塗っているパーセンテージ全て足しますと58.3%という状況となっております。

また、退所理由につきましては、経済的な自立の方が最も高く、こちらにつきましては、その前のページでも少し触れましたけれども、入所理由が経済的な理由で入っている方が一番多くなっておりましたが、経済的な面での不安が解消されて施設のほうから退所されるといった方が多い傾向となっております。

また、今回の調査で分かった点としまして、退所理由の三つ目、「施設環境に合わなかった」という方が3番目に多い結果となっております。全体数がなかなか少ないので、傾向があるとまでは言えない部分があるかもしれませんが、施設環境に合わなかった方のうち、1年未満で退所されている方が4人いらっしゃるということで比較的多い結果となっております。

続きまして、4ページ目、「4、関係機関等からのヒアリング」でございます。

こちら12月にお示ししているものと重複ございますけれども、区役所などの相談機関と、あとは母子生活支援施設からのヒアリングの結果について、まとめたものとなっております。

まず最初に、「相談機関からのヒアリング」で、「(1) 入所に至らないケース」ということで、各相談機関で市民の方から相談を受けたときに、「こういった理由なので母子

生活支援施設には入りません」といったことのケースについてまとめたものになっております。理由としましては、子どものいわゆる学校の転校ですとか転園といったものが伴うために断念するケースですとか、あとは施設における集団生活を望まないといったことの原因が聞かれるところでございます。

ただ、入所に至らないケースにつきましても、前回の部会の際に件数把握についてご意見いただいております。こちらの各事由について、それぞれどれぐらいの件数があるかということにつきましては、現時点で把握できておりませんので、今後これにつきましては相談の場で件数の把握のほうを行っていく予定でございます。

その下、「(2) 施設に求めること」でございます。こちらにつきましても、各相談機関の、例えば相談員の方からのお話であったりとか、相談員に寄せられた市民の方からの意見ですとかといったことをまとめたものになっております。施設に求めることといたしましては、プライベートの確保であったりですとか、施設のセキュリティーの面、また衛生環境（お風呂やトイレ）などが整っていることなどといった施設に求めることが挙げられている状況でございます。

向かって右側、今度は「各母子生活支援施設に対して行ったヒアリング」の結果でございます。「(1) 施設における課題」ということで、4点ほど上げておりますけれども、まず1点目としまして、様々な困難を抱える入所者の方への支援の在り方ということで、様々な困難に対応するために、施設側の職員としても対応を考えていく必要があるといったところのご意見をいただいているところです。

また、丸の二つ目、入所者が求める支援内容と施設側が提供できる支援のギャップがあるといったご意見もいただいているところでございます。また、職員のスキルアップの観点からもヒアリングの結果、ご意見をいただいているところでございます。

その下に参りまして、「(2) 今後の取り組みたいこと」というところで、特定妊婦支援ですとか、24時間対応といったところの新たな機能強化について検討していきたいというご意見ですとか、DV被害者支援等のこれまでやってきている取組の充実、さらに、機能強化に併せてハード面での整備といったことについて、今後取り組みたいといったご意見をいただいているところでございます。

最後のページに参りまして、「5、課題の整理と目指すべき方向性」の考え方についてお示しをしております。

まず、課題につきましては、三つの視点で整理をしております。

一つ目は、多様化するニーズの対応ということで、施設側で課題としてございました、様々な困難を抱える家庭が増えてきているといったことへの対応が一つ目。

ただ一方で、入所者側のご意見としてプライベートの重視であるとか、施設の入所を望まないですとかといったご意見もあるといったところで挙げられているところでございます。

また、徐々にではございますけれども、ひとり親家庭向けの支援施策につきましては、

例えば自立支援給付金、資格を取るときの給付金事業といったことをはじめ、近年、拡充傾向ではあるといった背景もございます。

あと、先ほども少し触れましたけれども、入所者が求める支援の内容と施設側が実際に提供できる支援の内容のギャップも発生しているといった課題も挙げられているところでございます。

さらに、その下に参りまして、各家庭が抱える多様な困難さへの対応という観点から、母子生活支援施設単体で対応を行うのではなく、これまでも行ってまいりましたけれども、各機関との連携をさらに強化していく必要があるといったところを考えているところでございます。

中央へ参りまして、施設の機能強化の観点につきましては、老朽化が進む施設への改築等の対応が必要というところ、また、新たな機能としまして、産前産後母子支援ですとか24時間対応といったところが必要ということです。機能強化に当たりましては、ハードとソフトの両面での検討が必要と考えております。

また、新たな部分だけではなく、例えばDV支援の強化など既存の事業に関しましての拡充についても検討してまいりたいというところでございます。

こうした機能強化を支えるためには、実際に支援を担う職員の方についても人材育成が必要と考えているところでございます。

課題の三つ目、持続可能な施設運営でございます。こちらにつきましては、まず1点目で、民間4施設の経営の安定化というところで、各施設の経営の安定化を図ることが持続的な支援を行う上で重要な前提になると各施設においても考えていらっしゃるという点が挙げられております。

また、施設の機能強化を今後進めた際に、今回「しらぎく荘」を来年で休止とさせていただいておりますけれども、定員数につきましては、機能強化のニーズの変化というものを見ながら札幌市において適正な規模はどのくらいかということについても、今後考えていく必要があると考えているところでございます。

また、各施設における機能強化を行うに当たっては、資料の1枚目でもお話ししましたとおり、現在、配置されていない看護師等の新たな配置についても検討が必要というところでございます。

最後の丸のところですが、こうした機能強化につきましては、民間の4施設において全てが同じ機能強化を行うということではなく、各施設ができるところからやっていくといった視点も重要であると考えております。

最後、「(2) 目指すべき方向性」について、4点記載をしております。

1点目は、母子生活支援施設の周知の部分と、さらに様々な困難を抱える家庭に必要な支援につなげるために関係機関が連携することについて記載をしております。

2点目につきましては、老朽化が進む施設の改築ですとか、新たな機能強化を各施設の状況に合わせて行っていくという点。

3点目は、そうした機能強化等を支える人材の育成についてでございます。必要とされる専門性をどのように高めていくのかといったことの検討が必要と考えております。

最後、4点目でございますけれども、適切な施設の規模というところで、機能強化によるニーズの変化も踏まえながら、札幌市において適正な規模感について継続的に検討をしていく必要があると考えているところでございます。

以上、本日につきましては、課題の整理と目指すべき方向性の考え方についてご説明のほうをさせていただきました。

事務局のほうの説明は、以上になります。よろしく願いいたします。

○藤原部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明にありました課題の整理と目指すべき方向性という観点からご質問、意見ありましたらお願いいたします。

斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 質問が1点と意見が1点ございます。

質問は、しらぎく荘なのですが、以前ここに入所を希望された方から聞いたのですが、生活保護の方を原則受け入れないということ聞いたのですが、それは現在もそういう方向性なのかというのが質問です。

それから意見としては、もう既に多くの方が述べられているとは思いますが、新規入所の理由の大きなものに、夫等の暴力というのがあるのですよね。したがって、建替えに当たっては、ぜひ母子で入れるDVシェルターという構想も盛り込んでいただきたい。これは、札幌市内にはあまりこういう母子で入れるDVシェルターというのがないように聞いておりますので、ぜひそれを盛り込んでいただきたいということが、制度的に可能なのかとか予算的に可能なのかとか、いろいろあるとは思いますが、要望としてお伝えしたいと思っています。

以上です。

○藤原部会長 ありがとうございました。

では、まず質問のほうからよろしいですか。

○事務局（中村子育て支援課子育て家庭係長） まず1点目の生活保護を受給されている方が入れないということにつきましては、札幌市としてそういったルールは定めてはおりません。現在でも生活保護を受給されながら母子生活支援施設に入所されている方もいらっしゃいますので、ケース・バイ・ケースなのかなと思っていますところでございます。

2点目の、いただいたご意見につきましては、世の中の状況や、国の動きもございまして、いわゆる困難女性支援新法のほうの制定もございまして。そういった状況も踏まえながら、DVシェルターの件も含めて、引き続き総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○藤原部会長 斎藤委員、よろしいでしょうか。

○斎藤委員 分かりました。

○藤原部会長 それでは、ほかのご意見、ご質問をお願いいたします。

大場委員、どうぞ。

○大場委員 ありがとうございます。意見ということでもないのですが、ちょっとこういう状況になっているということだけ情報提供させていただきます。

社会的養護三種別協議会というのがありまして、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設で3月に厚生労働大臣に政府予算制度の要望書を提出することになっているのですね。共通要望のところで、先ほど職員のところで看護師、保健師のことが書かれていましたけれども、保健師助産師看護師法でいうと准看護師は含まれませんので、その確保がなかなか難しいという状況もあり、要望書の中では看護職員の確保ということで准看護師も想定して要望書を出す予定になっているのですね。今コロナ禍の中で看護職員という職種の必要性というのは非常に高くなってきています。看護師ということになるとなかなか確保が難しい。准看護師も医療行為ができるわけですから、看護職員の配置ということで3月10日くらいまでに厚生労働大臣宛てに要望書を出して、4月以降こども家庭庁にも同じ要望書を出す予定になっていますので、情報提供ということですがけれども、今後そういう意味では看護職員ということも含めて少し考えていただければと思います。

以上です。

○藤原部会長 これは、要望ということで。

○事務局（中村子育て支援課子育て家庭係長） 貴重な情報をありがとうございます。

我々も新規の機能強化をするに当たっては、人材の確保が一番の課題と考えておりましたので、貴重な情報をどうもありがとうございました。

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問を引き続きお願いいたします。

箭原委員、どうぞお願いします。

○箭原委員 札母連の箭原です。

市全体における規模感、定員数というふうに、もちろんそうなのだと思うのですがけれども、定員数というのはなかなか出すのが難しいと思うのですがけれども、どういった基準というか、どの辺からこの数字を持ってこようかなと考えているのかなというところを聞いてみたいなと思ったのです。

○藤原部会長 どうぞお願いします。

○事務局（中村子育て支援課子育て家庭係長） 現時点で、明確な根拠は正直、持ち合わせておりませんので、来月から予定しているのですが、入所に至らなかった方の事例の収集ですとか、そこである程度、実際に相談は来たのですがけれども、こういう理由で入れなかったよといった方の数も分かってくると思っております。そこで機能強化をすると、その方に支援が届くのではないかとといったことも、数としては今後把握できてくるかなと思っておりますので、まずはベースの資料としては、そういったところを活用してまいりたいと思っております。ただ実際にどのくらいの規模感ということに関しましては、入所希望

等を見ながら、現場の声を聞きながらやっていくしかないのかなと考えているところでございます。

○事務局（江積子育て支援課長） 子育て支援課長の江積です。

つけ加えさせていただきますと、これから施設の改築ですとかを行っていくところも出てくると思います。今後、今回のこの方向性を踏まえて新たな機能を付加するということも出てくると思います。そういう状況に応じて規模感というのは、ニーズは変わってくるという部分があると思いますので、その時点その時点において必要な規模感というのは変わってくると思いますので、そこは丁寧に見ながらどういう対応がしていけるのか。ただ、足りなくなったときに、それからとなるとなかなか時間もかかってくる部分があると思いますので、先も見据えながら、ただ一定程度どのようなニーズがあるのかということも見ながら考えていく必要があるのかなと思っているところでございます。

以上です。

○藤原部会長 箭原委員、よろしいですか。

では、ただいまの適正な規模数は非常に難しいと思いますが、札幌市は政令指定都市で全国的にどのぐらいの数なのかというのがちょっと難しいのは、近隣に大都市がいっぱいあるところと、札幌のように北海道の中で100万都市が札幌しかないところだとちょっと難しいと思うのですけれども、適正な規模は、このままでいったら、しらぎくがない状態で、今暫定定員とかになっているところもありますが、80ということですね。それプラス、プラスといっても定員満たされていないところもあるので、先ほどの中村さんのご説明だと、本当は利用したほうがいいというニーズがある人がいるけれども、相談時点でやめた人もカウントするとか、そういう方程式を作るみたいな感じですか。

○事務局（中村子育て支援課子育て家庭係長） 実際にそういったものを参考にしながらということになってくるかなと思っております。なかなか現時点で80は駄目なので90にしますなど、ちょっと申し上げられないのですけれども、そこは状況を見ながらという形になってくるかなと思っております。

○事務局（江積子育て支援課長） 追加になりますけれども、母子生活支援施設の規模感を考えていくときには、民間の施設の経営の安定化というのが先ほども出ていたと思うのですけれども、そこも非常に大事な観点でございまして、施設の方からお話を聞きますと、おおむね安定的な経営をするためには、常に80%程度の入所者がいないと安定的な経営ができないと施設の方からは伺っていますので、過剰にあってもというところがありますし、あとはニーズに合った確保ということも必要になってきますので、そのバランスを見ながら、そのバランスというのは、きっと時点、時点で変わってきて、社会の要請によっても変わってくる部分があると思いますので、その辺を総合的に考えていく必要があるのかなと思っているところではあります。

以上です。

○藤原部会長 どうもありがとうございました。

どうぞ、引き続きお願いします。

○箭原委員 長くなって申し訳ないのですが、令和5年から在り方検討をもう一度やるのですけれども、そこで話していてもいいのですけれども、今現在の応募というか資格というか入れるのと違って、この中でできていないのは妊婦とかですよね。その辺のこともどうするのかというのは、松本先生の時代からお話が少しずつ出てきていて、そこに対しての考え方というのもどういう方向でいくのかとしないと適切な定員数とかというのが出てこないのかなとも思うのですよね。今のまんまで考えていくのか、そうではなくて、それこそDVで逃げてきた人たちを囲うのか、それから妊婦であって若年妊婦とかという方たちも、完全にひとり親になる一歩手前ですよね。その人たちも受け入れられるのかとか、そういうところも在り方検討で検討していかないと、定員数も変わってきますよね。

○藤原部会長 そのとおりだと思いますが、どうぞ。

○事務局（中村子育て支援課子育て家庭係長） 各施設ともお話をさせていただく中でも、今、箭原委員がおっしゃっていただいたような課題については、施設とも我々とも共通して持っているところではございますので、そういった方への支援をどういうふうにしてやっていくのかということに関しては、施設のほうともお話をさせていただきながら進めていく必要があるかと考えております。

ただ、実際に妊婦の方を受け入れるに当たっては、どういった部屋の構成が必要なのかですとか、どういった支援を行う職員がいなければいけないかですとか、実際に行うに当たっては様々なハードルがあるとは考えておりますので、その点については、在り方検討をやっていきながら、施設のほうとも継続して協議をしていきながら考えてまいりたいと考えております。

○事務局（江積子育て支援課長） 追加としましては、妊婦の受入れという部分については、母子生活支援施設だけがその機能を担うのかといいますと、またそうではない機能というのにも必要になってくるのかなというところもございますので、そこでの考え方というのにも整理していく必要があるのかなとは思っておりますし、あとはDVの部分についても、母子生活支援施設だけがそこを担うのかというと、そうではない部分についてどう考えるのかということも考えていく必要がありますので、時点、時点に応じて、それぞれの施設が担うべきところを、社会的ニーズにはできる限り要請には応えていくということが必要だと思っておりますので、母子生活支援施設として果たせる部分については一旦果たしながら、他の施設としてもどうなのかというのは、札幌市全体で連携して考えながら答えを出していかなければならないといえますか、その時点、その時点での答えを出していかなければならない事柄なのかなと思っておりますのでございます。

貴重なご意見ありがとうございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほか、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

それでは、大体ご意見いただいたというふうにさせていただいてもよろしいですか。時間も結構たってまいりましたので、それでは、議題3についてはこれで終了させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

では、また事務局交代になりますのでお待ちください。

それでは、議題4番目、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン及び一般事務（福祉コース）育成方針の策定についてお諮りしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○森本相談判定二課長 児童相談所相談判定二課長の森本と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

私のほうからは2点、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョンと福祉コース育成方針の（案）についてご説明いたします。ポイントを押さえてそれぞれご説明していきます。

まず、資料4-1人材育成ビジョン（案）をご覧ください。

こちらにつきましては、平成28年9月に頂いた第3回の検証報告書、令和2年3月の第4回検証報告書、そして、それをその後の札幌市の取組を評価いただいた令和4年2月の外部評価報告書で提言を受けておりました外部の複数の専門家を含む常設委員会というものへの札幌市としての対応として、今年度初めて札幌市子ども虐待防止に係る人材育成検討委員会というものを外部有識者も含めて設置いたしまして、そこにおける4回にわたる検討、また庁内の幅広い意見を募集するなどして、まとめた案でございます。

それでは資料4-1、まず2ページをご覧ください。

2ページの上段には、三角形の図が入っております。こちらが令和4年7月12日に開催した児童福祉部会で用いた資料で、同じものを用いております。まずここから振り返っていきたいのですが、これからご説明する職員の育成ビジョンというのは、三角形という一番頂点に位置するものでございまして、このビジョンに基づいて、矢印の先にあるそれぞれの職域、職種の育成方針に反映をし、札幌市が同じ方向を向いて一体となって必要な人材育成を進めていくという考えで、これまでも検討を重ねておりました。

職員育成ビジョンの構成については、その下の図、構成図をご覧ください。

四つの柱立てとしております。一番上部に職員・組織の存在意義（パーパス）というものを設けまして、その下に目標とする職員像（ビジョン）、さらにそのために必要となる職員行動指針（ミッション）と組織としての責務（バリュー）という四つの階層的な、それぞれ関係し合う柱立てで構成をしております。

資料、戻って恐縮ですが、表紙をめくっていただきまして、裏面をご覧ください。

表紙の裏に、人材育成ビジョンの骨子をまとめてございます。四本柱ですが、それぞれ簡単に読み上げさせていただくと、まず一番重要なもの、職員・組織の存在意義については、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員及び組織は、札幌市で発生した虐待死亡事例を決して風化させず、子どもの最善の利益の観点から虐待の未然防止を含めた支援に

努め、あらゆる虐待から子どもを守りますというものを一番重要なものとして位置づけたいと考えております。

それを実現するために、目標とする職員像としては、当事者の立場で考える姿勢、協働の視点、それぞれの業務における専門性と自覚に支えられた高い使命感を持った職員であることを目標とするとしております。

さらに、それらを実現するために、まず職員が何を行うべきか、行動の指針をまとめたのが3番になります。一つは子どもを中心とした当事者の尊重と共感的な理解、二つ目は協働による支援の実践、三つ目は専門性の獲得です。

また、職員だけが頑張ればいいというわけではなくて、しっかりと組織がそれを支えるということで、四本目の柱として、組織としての責務を掲げております。一つ目は対人援助業務に対する組織的な支援、二つ目は協働の組織文化の醸成、三つ目は専門性の高い組織の形成です。

それぞれについて、冊子の資料では、必要な解説、考え方を盛り込んでおります。全てご説明する時間はございませんので、ポイントだけ押さえてご説明いたします。

まず1ページをご覧ください。

1ページ中段、対象となる職員についてですが、職員育成ビジョンは、児童相談所、各区家庭児童相談室の職員、保健師、保育士、その他区の保健福祉部等の子ども虐待防止に関する職務に従事する幅広い職員を対象として考えております。

続いて、3ページをご覧ください。

3ページと4ページは、職員・組織の存在意義の解説部分になります。

3ページの中段、三つ目の四角のところですが、「虐待死亡事例を決して風化させず」のところの2行目後半からですが、職員が入れ替わっても、それぞれの事例を決して風化させてはならない。一人一人の子どもの命を無駄にしないよう心に刻んで、死亡事例のみならず、あらゆる事例から学ぶ姿勢が求められますとしております。

その下の四角のとおり「子どもの最善の利益」、何が子どもにとって最もよいことなのかを大切な札幌市の判断基準にするということの記載をしております。

4ページに行きまして、虐待の未然防止を含めた支援のところですが、ここがやはり大きな考え方を入れ込んだと考えておりまして、下から3行目、虐待の未然防止のため、子どもとその保護者、家族に対し、予防的な関わり、早期発見、そして早期支援（アーリーヘルプ）を行う姿勢が求められますということで、未然防止を明記いたしました。

続いて、5ページをご覧ください。

5ページについては、目標とする職員像でございます。

二つ目の四角、当事者の立場で考える姿勢と協働の視点ということですが、下から2行目、これらを組織文化として定着をさせていくという取組を進めていきたいと考えております。

6ページ、上から2行目後半ですが、札幌市の職員として、困り事を抱える市民に「寄

り添い力を尽くす一貫した姿勢（高い使命感）を持った職員であろうと努力していきたいと考えております。

続いて7ページをご覧ください。

7ページ以降が職員行動指針の解説になります。

8ページの上から2行目、「子どもの意見を聴く」ところの解説になりますが、意見を聴くということは、子どもに影響を与える重大な決定場面に子ども自身が参画できているかどうかと問われるということを記載しております。

続いて、次の四角の下から4行目、中程からですが、たとえ十分に言葉で意思表示ができない乳幼児であっても、一人一人の子どもの声を聴き、また声なき声も推察し、子どもの意見を代弁して支援を行う「子どもアドボカシー」の視点を重視することが必要として、さらに次の四角では、声なき声を職員個人が読み取り理解しようとした場合でも、職員間や組織内で読み違えることもあるため、複数の視点で子どもの最善の利益とは何かを理解し、合意に向けて進んでいくプロセスが重要としております。

また、次の四角については、上から3行目、子どもの育ち・発達というのが一人一人多様であるという認識が重要だと考えております。

さらに、8ページ下から3行目、「最後に」のところですが、子どもの意見はもちろん重要ですし、妊娠期を含め母親の意見を聴き、サポートする視点も欠かせないと。親を支え、ストレスを下げることが、親は子どもと向き合う一歩につながるからということで、母親のサポートも記載してございます。

9ページをご覧ください。

③専門性の獲得です。一つ目の四角ですが、2行目後半、職種や職位にかかわらず自らの知識が不足していることを知り、学び合い、より高いレベルで個々の職員が自律した上で実現される協働を目指すとしております。

二つ目の四角、1行目後半からです。自分たちの判断にバイアスやエラーが含まれていないか、最後4行目ですが、検証し続ける姿勢が求められるということを記載しております。

重要な考え方、姿勢としては、10ページの上段に入れております。批判的に自らを振り返る姿勢ということに関係職員全体で持ちたいと考えております。批判的振り返りについては、囲みの中、3行目ですが、自らの実践を常に間違っているのではないかと批評的・反省的に検証し、分析するといった専門性を支える重要な姿勢であり、特にこの分野で必要とされる姿勢と考えておまして、これを身につけていきたいと考えております。

10ページ中段の囲みの下、「言い換えれば」の後ですが、アセスメントについてです。アセスメントは、常に子どもと家族を取り巻く状態の変化や新たな情報とともに変化していくということで、常にアセスメントを繰り返していくということもしっかりと姿勢として持ちたいと考えております。

続いて、11ページをご覧ください。

11ページから13ページにかけては、この分野で働く職員の知識・技術の共通基盤、最低限必要なものを掲げております。こちらについては、人材育成検討委員会の外部有識者からのご意見、また後ほどご説明します、札幌市のキャリアラダーで共通するものですか、イギリスで先行して実施されているKSSという子どもと家族支援の実践者に係る知識とスキルを参考に7項目をまとめたものでございます。

11ページ、知識・技術の共通基盤の一つ目は、子どもの発達。これについては、この冊子の一番後ろのページに、別紙資料として、本文では書き切れないものとして参考資料を付け加えております。

別紙資料一つ目は、愛着についての資料になります。例えば生活保護のケースワーカーが訪問したときに、気になる行動の例をちゃんと気がつくことができるようにということで作った資料でございます。その裏面、19ページは、もう一つ別紙資料として、赤ちゃんから3歳頃までの発達・発育について1枚にまとめたものでございます。こちらについても、それぞれの段階でどういった運動発達や言葉・理解ができるのかというのが、知識としてなければ虐待の早期発見にも支障が出ますので、関係職員全体でこれらについては共通してしっかり持っていきたいと考えております。

11ページに戻りまして、知識・技術の共通基盤の二つ目は、子どもの発達を阻害する要件をまとめております。阻害する要件だけではなくて、下から3行目、保護者や地域等の適切な関わりによる保護的な要件で阻害要件の影響から回復する力は得られるということから、この保護的な要件を増やしていく視点も支援方針には欠かせないと記載をしております。また、本日欠席されている北川委員のほうから、「家族・親子をしっかり支えるといった記載をさらに加えたほうがいいのではないか」というご意見をいただいております。

三つ目は子どもと家族アセスメント、四つ目は面接技術、五つ目はアウトリーチ、六つ目はバイアスの理解。

13ページに行きまして、最後、子どもと家族を取り巻く環境因の把握ということで、これら最低限、協働のために必要な会話をするために必要な知識として、全職員でしっかりと身につけていきたいと考えております。

続いて、14ページをご覧ください。

組織としての責務でございます。組織としては、14ページ下段の四角にありますが、職員一人一人をサポートする効果的なスーパーバイザーが重要ということで、しっかりと職員を支えられる体制をつくっていききたいと考えております。

15ページからは、協働の組織文化の醸成です。

こちらについては、16ページ上段の囲みの中にあります、外部評価報告書で提言をいただいております多職種合同研修というものを札幌市として初めて次年度、全区に展開して行っていきたいと考えております。こちらについては、今年度、試行実施しまして事後評価アンケートの中でも高い効果を認めたものでありますので、虐待の未然防止や重症

化させない支援のための協働の組織文化を根づかせる一つの取組として行っていきたいと考えております。

駆け足ではございましたが、こういった構成で職員の人材育成ビジョンを策定し、関係職員全体で用い、研さんを積んで実践を重ねていきたいと考えております。

ビジョンの説明については、以上でございます。

続けて、資料4-2の福祉コースの育成方針についても、資料の説明をいたします。

資料4-2をご覧ください。

1枚おめくりいただきますと、裏面に福祉コース育成方針の構成を記載しています。育成方針については、まず、本体の資料となる育成方針、次にキャリアラダー、さらに別紙として心理系のキャリアラダー、四つ目として福祉職場に勤務する一般事務（行政コース）のキャリアラダー、5職員個人の年間育成計画書、6研修手帳といった構成で考えております。

こちらについては、7月の児童福祉部会では、A4版の概要ということでご説明をしておりましたが、その後の人材育成検討委員会や庁内議論、庁内意見を踏まえまして、修正をしたものでございます。ポイントだけご説明いたします。

A3資料、札幌市一般事務（福祉コース）育成方針（案）をご覧ください。

左上「1、令和元年6月女児死亡事例等を受けた体制強化」でございます。7月の段階で入っていなかった視点としては、二つ目の丸、少子高齢化、貧困、DV、地域のつながり希薄化等により、福祉分野全体の課題が複合化・複雑化しているということで、子ども虐待防止に資する職員を育成するのはもちろんのこと、福祉行政全体をしっかりと支えられる職員を育成していきたいという視点を加えております。

3番目、「組織的・計画的な人材育成、育成する能力」ですが、7月の資料から加わっているのは、上から三つ目の丸の囲みの中、二つ目の・です。社会の変化や地域住民の多様なニーズをつかみ、高い倫理観を持って、専門的知識・技術を常に更新・実践できる支援力ということで、高い倫理観という言葉を加えております。

一番左下です。福祉コースがチームで仕事を行う。そして福祉コースが率先してこの分野のリーダーシップを発揮できるように育成するという、専門的なリーダーシップについて記載を加えております。

続いて、右上、「4、キャリアラダー」です。キャリアラダーについては、後ほどご説明しますが、三つ目の丸を加えております。福祉コースに限定せず、区保健福祉部など福祉職場においてキャリアラダーによる育成を希望する職員、所属長が活用を勧める職員も対象とするとしております。

続いて、「5、ジョブローテーション」です。一つ目の丸を加えております。一つ目の丸は、まず年代に応じて能力を開発していくという視点。同じ丸の2行目後半、専門資格を有し適性や希望がある場合における特定分野の異動も検討するとしております。福祉コース社会人経験者の部の採用試験を令和3年度から開始しておりまして、公認心理士資格を

持っている職員などの採用も積極的に進めておりますので、一般事務職員ではありませんが、福祉コースについては、それら資格を有した専門分野、特定分野での育成も検討していくことを考えております。

同じジョブローテーションの上から四つ目の丸については、福祉コースが福祉分野以外に人事異動、ジョブローテーションする場合の考え方を書いております。

その下の丸は、若手育成期間（能力開発期）以降も、しっかりと組織的・計画的に育成をしていくことや、昇任に向けた動機づけ、キャリア形成に組織全体で取り組むということに記載しております。

最後、「6、研修等」ですが、二つ目の丸を加えております。キャリアラダーと同じように、年間育成計画書や研修手帳は福祉コース以外も対象としたいと考えております。

その下の丸、先ほどご説明した、子ども虐待防止に係る人材育成ビジョンと連動しながら福祉分野の中核をなす職員として、育成を進めていきたいと考えております。

続いて、福祉コースキャリアラダー（案）をご覧ください。

こちら、7月の段階から大きく加わったところだけご説明しますと、左上、上から二つ目の項目です。福祉コースとして理解すべき知識というものを前回から大きく加えております。第1段階から第3段階にかけて小さく囲みで入れていますが、ビジョンと同じように、自分たちの判断は間違っているかもしれないと常に検証できる知識獲得を目指していきたいと考えております。

こちらのキャリアラダーは、以上です。

続いて、心理系のキャリアラダーをご覧ください。

こちらにつきましても、前回の児童福祉部会での北川委員からのご意見ですとか、庁内議論、検討委員会での意見などを踏まえ、心理系についてもしっかりと組織で育成していくということを打ち出すために作ったものでございます。先ほどご説明したA3版をベースとしながら、心理系の職員が自らのテーマを設定し、学べるように作ったものでございます。内容については、詳細な説明は割愛をさせていただきます。

続いて、福祉職場に勤務する一般事務（行政コース）キャリアラダー（案）をご覧ください。

こちらについて、福祉コースは今後も増員していく採用区分ではありますが、福祉職場の多くは行政コースの職員になりますので、行政コースの職員も福祉分野にいる間は、しっかりと必要な専門性を磨いていけるようにラダーを作ったものでございます。9項目プラス、テーマ設定枠としていますが、人事異動で福祉以外の分野に行くこともある行政コースでありますので、一番右上、Ⅲ期と書いてある下の記載のとおり、困難な事案への対応ですが、連携や協働によってできるということで、まずは連携や協働の姿勢をしっかりと学んだ上で、またジョブローテーションの中で福祉分野に戻ってきてもらいたいと考えて作成をしたものでございます。

最後、職員個人の年間育成計画書と研修手帳については、様式にあった福祉コースとい

う単語を落として福祉職場におけるとし、広く活用できる名称に変更しているものがございます。

駆け足ではございますが、福祉コース育成方針の説明については、以上でございます。

ご質問、ご意見等あれば、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原部会長 どうもありがとうございます。

それでは、まずは資料4-1のほうの虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョンという資料について、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 質問というか、過去の事件等を考えたときと、あと若年女性の調査も関わらせてもらったのですけれども、あそこで課題になっているのは、もちろん子どもをどう救うかということもあったのですけれども、加害者であるとされたお母さんが同時に被害者でもあって、未成年での妊娠をしているということとかで問題があると思うのですけれども、要するに、若年女性とか、あるいはDV支援みたいな視点、今回のビジョンは全く異論はないのですけれども、母親を支えるとか、あるいは思春期の子で妊娠してしまった人たちに対してどう支えるとか、被害者支援という視点、あるいは被害者支援をする人たちを育成する視点というのが、中としてはちょっとよく分からなかったところがあったので、もし補足できる点があったらしていただくとありがたいなと思いました。

○藤原部会長 お願いしていいですか。

○森本相談判定二課長 全体としては、子どもだけではなくて家族を含めた支援というのをそれぞれの柱立てで意識していきまして、例えば解説の中では、先ほどのご説明でも触れましたが、8ページの中で母親へのサポートする視点ですとか、11ページ、子どもの発達を阻害する要件のところでの保護者や地域の適切な関わりによる保護的な要件を増やしていく視点等々、言及をしているつもりではございます。

○藤原部会長 ということで、加藤委員いかがですか。

○加藤委員 ありがとうございます。多分含まれていると思うのですけれども、その中に被害者支援みたいなところなんかも具体化して入れていただける、いわゆる加害者と言われる人たちが実は被害者であるということはよくあることだと思いますので、具体化して何か入れていただくとありがたいなと思いました。

以上です。

○藤原部会長 それでは、そういうご意見ということで承ってよろしいですか。

○森本相談判定二課長 いただいたご意見として、事務局として反映できるかどうか、反映するとしたらどういった反映の仕方があるか、検討させていただきます。

○藤原部会長 加害者、被害者という言葉も出ましたけれども、いわゆる虐待の再生産とか連鎖の、それこそ未然防止というような観点がもうちょっとあると、一人のお母さんが、令和元年の例であれば、自分も虐待されていたというようなところを早い段階から、まさに関わるができる支援というふうに、これでも読めるところもあるのですけれども、

その点アーリーヘルプというところが、もうちょっと具体的だといいいのかなと私も感じました。

ほか、ご意見ありましたらお願いします。

大場委員、どうぞ。

○大場委員 ありがとうございます。8ページの最初の四角にある「乳幼や被虐待児などは」と書いてあるところなのですが、ここに障がいのある子どもということに触れたらいかがでしょうか。虐待対応の手引きにも、子どものリスク要因ということで障がいのある子どもということが明確に示されているので、障がいのある子どもと入れても差し支えないかなと思いましたので、ご検討いただければと思います。

以上です。

○藤原部会長 これは、文章を修正するということができたら、具体的に「障がいを持っている子ども」という文言もあったほうがいいということで、ご検討いただければと思います。

○森本相談判定二課長 ありがとうございます。障がいがあると虐待リスクが高まるというのははっきりしておりますので、いただいたご意見も踏まえて盛り込み方を検討させていただきます。ありがとうございます。

○藤原部会長 よろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

ありましたら次に出していただいて構わないのですが、取りあえず、もう一つのほうの札幌市一般事務の福祉コース育成方針についてのご意見、ご質問も承りたいと思います。こちらのほうはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、両方併せまして、虐待防止のほうの人材育成のほうも含めて改めてご意見、ご質問、言い残していることがあればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、ご意見いただいた分ということで、この議題については終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。今日予定している案件は、以上となります。

この後は、事務局のほうにマイクを戻したいと思います。

3. 閉 会

○森本相談判定二課長 それでは、以上をもちまして、本日の子ども・子育て会議を終了させていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところを長時間にわたりご審議をいただきまして誠にありがとうございました。これで終了とさせていただきます。